

【発行日：令和4年7月8日】

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金のご案内

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金は、住民税均等割非課税世帯や新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する給付金です。

令和4年1月から順次ご案内しております。手続きの漏れが無いかご確認ください。

また、既に当該給付金を受け取られた世帯については、給付対象外となりますのでご注意ください。

(特に下記の表「②、③」に該当される世帯は、ご注意ください)

支給対象者	手続方法	申請期限
住民税非課税世帯 ① 令和3年12月10日において、新冠町に住民票があり、世帯全員の令和3年度住民税均等割が非課税である世帯、又は <u>令和4年令和4年度分住民税均等割が非課税の世帯</u> 。	対象となる世帯には、すでに新冠町から確認書(黄色の紙)を送付しておりますので、ご記入いただき、期日までご返送ください。	令和4年 9月30日 (金)まで
② <u>令和3年1月1日以降に新冠町に転入した方や住民税が未申告の方</u> 新冠町で課税状況(令和3年度課税及び令和4年度課税)が分からないため、確認書(黄色の紙)は送っていません。	左記に該当し、非課税世帯である場合は、申請書の提出が必要です。 申請書は役場にありますので、お問合せください。	令和4年 9月30日 (金)まで
③ <u>家計が急変した世帯</u> 令和4年1月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が「住民税非課税相当」となった世帯が申請できます。	申請書は役場にありますので、お問合せください。	令和4年 9月30日 (金)まで

給付金額：1世帯あたり 10万円

必要書類：●本人確認書類のコピー(免許証、マイナンバーカード、パスポート等)
●振込する金融機関口座のコピー
(金融機関・口座番号・名義人が確認できる部分のコピー)
●他に必要な書類が発生する場合があります。

ご不明な点は、下記までお問合せください。

【お問い合わせ先】新冠町役場 町民生活課(1階 2番窓口)

電話:0146-47-2112 受付時間:平日8:30~17:15